2　定期受付の申請の時期

⑴　文書郵送受付　平成22年12月１日から平成23年１月14日まで（当日消印有効）。

⑵　文書持参受付　平成22年12月１日から平成23年１月31日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日(以下「休日」という。)を除く。)。

時間は９時30分から12時まで及び13時から16時まで。

⑶　インターネット受付

ア　パスワード申請受付期間　平成22年11月１日から平成22年11月30日まで。

イ　入力プログラムダウンロード期間　平成22年11月１日から平成23年１月14日まで。

ウ　申請用データ受付期間　平成22年12月１日から平成23年１月14日まで。

アドレス　https://www.pqr.mlit.go.jp

［注］　上記インターネット方式の受付期間等のうち、土曜日、日曜日、祝日、並びに年末年始（平成22年12月29日から平成23年１月３日）の終日及び平日の17時から９時までの間は、システム運休。

なお、上記⑴、⑵及び⑶の期間後の申請については、後記９の随時受付となるため、充分余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法等

ア　文書により申請する者は、最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして、裁判所所定の「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事)」及び「一般競争（指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」を、ダウンロードすることができる。

http://www.courts.go.jp/tyotatu/zyoho/index.html

イ　インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、前記２の⑶のウに掲げるアドレスにアクセスし、平成22年11月１日から平成22年11月30日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて、平成22年11月１日から平成23年１月14日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、測量等の申請に係るパスワードの請求にあたっては、前記２の⑶のウに掲げるアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに後記⑵のエの㈠の⑤から⑧までに掲げる書類を添付し、ヘルプデスクあてに郵送するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請は、次に掲げるア又はイのいずれかの方法かつ１箇所に提出すれば足り、重複申請のないよう注意する。

ア　文書により申請する者は、原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるウ又はエの申請書類を、提出要領に記載の方法に従い、郵送（書留郵便による。)又は持参により提出する。

イ　インターネットを使用して申請をする者は、前記２の⑶のウに掲げるアドレスにアクセスし、前記２の⑶のイにおいてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

ウ　建設工事に係る申請書類

㈠　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

㈡　添付書類

①　業態調書

②　営業所一覧表

③　総合評定値通知書の写し（競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、その審査基準日が、定期受付は平成21年６月30日以降のもの、後記９の随時受付は申請をする日の、１年７月前の日以後のものに限る（インターネットを使用して申請する者は、添付不要)。また、申請者が官公需適格組合であるときは、当該組合及び構成組合員の総合評定値通知書の写しをそれぞれ添付する。)

④　納税証明書（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第９号書式（その３）又は（その３の２)、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３)(以下「納税証明書その３等」という。)）又はその写し

ａ　文書により申請する者は、証明年月日が申請書提出以前の３箇月以内に発行された納税証明書その３等を添付する。

ｂ　インターネットを使用して申請する者は、インターネット受付に係るパスワードを申請した後、平成22年11月１日から平成23年１月14日までに、証明年月日を平成22年10月15日以降とする納税証明書その３等を、電子納税証明書による場合には、前記２の⑶のイでダウンロードした入力プログラムを使用して送信するものとし、書面による場合には、ヘルプデスクあてにＦＡＸにて送信する。

なお、ＦＡＸ送信の際には、納税証明書その３等の右上余白部分に次の４項目を付記したうえで送信する。

(a)　建設業許可番号（８桁）

(b)　電話番号（市外局番から記載）

(c)　ＦＡＸ番号

(d)　担当者名

［注］　個人業者の場合は、担当者名の下に屋号（名称)を付記する。

⑤　申請者が官公需適格組合であるときは、共同企業体等調書（なお、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、インターネットを使用しての申請はできない。その場合の申請は、持参又は郵送による。)

エ　測量等に係る申請書類

㈠　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

㈡　添付書類　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、建設コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写しの提出が、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、地質調査業者登録規程第７条による現況報告書の写しの提出があれば、その登録部門に該当する業種につき、次に掲げる②、③、⑥及び⑦の書類の添付を省略することができる。

①　業態調書

②　測量等実績調書

③　技術者経歴書

④　営業所一覧表

⑤　営業に関し、法律上必要とする登録の証明書の写し

⑥　申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し、申請者が個人であるときは、身元証明書又はその写しで、証明年月日が申請書提出以前の３箇月以内に発行されたものを添付する。

⑦　財務諸表類（申請をする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。)の直前１年間の事業（営業）年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（申請者が個人であるときは、審査基準日の直前１年間の事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書))

⑧　納税証明書その３等又はその写しで、証明年月日が申請書提出以前の３箇月以内に発行されたものを添付する。

4　申請書等に使用する言語等

申請書等は、日本語で記載するものとする。添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付し、金額表示については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により得た邦貨額を記載する。